

平成19年度第1回庁議 会議録

[日 時] 平成19年4月6日(金) 午前8時30分～午前10時35分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 平成19年度予算執行方針について (企画部)

(2) 平成19年度各部局の執行方針について (各部局)

3 連絡事項

(1) 社団法人新居浜市観光協会の会員加入の拡大促進について (経済部)

(2) 子ども議会の開催について (教育委員会事務局)

1 市長あいさつ

平成19年度の初めての庁議で、4月の人事異動により新たなメンバー構成での初めての庁議となりますが、庁議は新居浜市の最高の意思決定機関であるということを、常に認識してこの会議に臨んでいただきたいと思います。

本日の議題には各部局の執行方針があがっておりますが、3月市議会で申し上げました平成19年度施政方針の着実な実現に向けて、各部局長がおおいに指導力を発揮し、部局、課所の職員が一人丸となって事業の推進に取り組んでいただきたいと思います。

議事に入る前に、副市長に就任されました石川副市長さんからご挨拶をいただきたいと思います。副市長さん、お願いします。

<副市長挨拶>

おはようございます。新参者で、何もわからず大変ご迷惑をおかけしていることと思いますが、よろしく願いをいたします。当面は、この間の辞令交付式でもお話ししたましたが、市の現状把握に努めたいと思っております。挨拶回りが終わりましたら、各部局から事業の概要説明をお願いして、必要があれば現場等も見せていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私は、3月までは外から新居浜市を見せていただいております。一般的に言われていることは、新居浜市の職員の方は、他の市町に比べて非常にレベルが高いというようなことを聞いており、私

も大変うれしい思いでございます。ただ、12月の駅前区画整理事業における補償費問題以降、ちょっと暗いニュースが続いているかなというふうな気もしております、一日も早く市政に対する市民の信頼を回復することが、当面もっとも大切なことであると思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 平成19年度予算執行方針について (企画部)

市長 　　　　　では、議題に入る。平成19年度予算執行方針について、企画部から説明をお願いする。

<企画部長が、別添資料「平成19年度予算執行方針骨子」及び「平成19年度予算執行方針」に沿って説明。>

お手元に、予算執行方針の骨子をお配りしているが、パソコン画面に出ている本文で説明するので、両方を見ていただきたい。

まず、第1の財政の現状について。経済情勢がどうなっているかということであるが、日本全体では、国内総生産の実質成長率が2%程度との見通しとなっている。また、新居浜市においては、住友企業の業況が好調に推移しており、大型新規プラントの設備投資が進められている。このような状況で、雇用情勢がかなり改善されており、引き続き回復の動きであると認識している。

本市財政の現状について。平成19年度市税収入は、税源移譲等の税制改正及び景気回復による市民税の大幅増により、財政計画額で、平成19年度は189億1,200万円と、対前年度比で20億8,800万円、12.4%の増と大幅な伸びを示している。一方、地方交付税は、平成19年度は37億3,000万円と、対前年度比14億9,500万円、28.6%の減となり、これらを加味した財源不足のため、臨時財政対策債10億2,880万円、また財政調整基金、減債基金を17億5,400万円投入することなどによって収支を調えたというような状況にある。

19年度予算の特徴について。市長が施政方針で述べられたように、生活者の視点を重視することで、まちづくりの目標ごとに重点化した予算を編成したものである。もう少し詳細に説明すると、予算の特徴として、緊縮型ではあるが堅実型ということで、一般会計の当初予算比で対前年度比0.2%増の408億5,720万5千円となっており、生活者重視の予算ということで安全・安心に力を入れたことである。「人と自然が調和した安心で快適なまちづくり」、「健康で、生きがいとふれあいあふれるまちづくり」、「豊かな心と創造性を育むまちづくり」の3つのまちづくりの中で主要事業をお示しすると、まず「安心・快適」では、新規事業として道路緊急舗装等事業、これは3年間で9億円を投資して市道の舗装をしていくということで、19年度は当初で2億4,000万円としている。また、新規事業として洪水ハザードマップの作成、そして市営住宅改善事業を拡充することなどである。「健康・生きがい」では、新規事業として新予防給付マネジメント事業の5,755万3,000円。また、既設保育所整備事業として、エアコン等を整備して保育所の環境整備をしていくということで、5,398万円。「心・創造性」としては、小・中学校の施設環境整備事業などがある。合計で、特別会計を含めて約32億8,000万円、特別会計を除くと約15億7,000万円の生活者重視の予算編成をしている。

次に第2の財政運営の基本について。平成15年度以降収支が不安定であるということで、「創造の10年へ！5%の行政経営改革」に取り組んできた。16年度の10か年財政計画（平成16年11月見直し後）では133億円という財源不足額であったのが、19年3月策定では約20億5,000万円の財源不足とかなり解消されてきた。しかしながら、まだまだ収支は整っていないということで、聖域のない徹底した「創造の10年へ！5%の行政経営改革」を実行していただきたい。

事務事業の検証と成果の把握について。行政評価システムを活用して、事務事業の客観的な成果の把握に努めていただきたい。

財源の確保について。常に、市税、使用料等の不納欠損額、収入未済額の解消に最大限努めていただきたい。また、使用料、手数料等については、受益者負担金ということで応益負担の原則を踏まえて、受益と負担の適正化を図っていくこととしている。

その他として、当初予算は通年度予算として編成したが、年度途中で新たな財政需要が起こるだろうということは予測される。しかしながら、基本的には制度改正などの真にやむを得ないものを除き、予算の増額補正は認めないということにしているので、部局長を中心に計画的な執行、合理的な執行に努めていただきたい。

次に、第3の財政運営の留意点について。まず第一は、収支均衡による健全財政を堅持したいと考えている。当然ではあるが、予算執行にあたっては、限られた財源で最大の効果をあげるように、先ほども申しあげたが、計画的・効率的執行に努めていただきたい。

また、費用対効果の検証によって事業の効率化と経費の節減を図っていただきたい。

財源確保への努力について。歳入の確保は当然のことであり、自主財源の根幹をなす市税については、課税客体の完全な把握、収納率の向上及び滞納整理に特に努め、財源の確保を図っていただきたい。また、行政改革大綱2007にも掲げられているように、新たな財源確保策として、市の出版物やホームページ等への有料広告掲載等に積極的に取り組んでいただきたい。

また、資金管理の効率化とペイオフ対策として、企画部として、しっかりとした資金管理を図っていきたいと考えている。

市民への情報公開と協働の推進について。市長のミッションでもあるが、自立・連携が本市のまちづくりの本旨であり、各種施策の計画過程や実施の段階においては、市民に対し市政に関する情報を適時適切に発信、提供し、市民の理解を得て推進するよう努めていただきたい。そして何よりも、市民の声を的確に市政に反映していきたいと考えている。このようなことについては、市長が現在、市民の皆様にも本市の状況について理解を深めてもらえるよう努めてはいるが、部局長においても、また課員においても、外に行くことがあればパワーポイントにした資料があるので、十分活用して市民への情報公開を徹底してもらいたいと考えている。

最後に、第4の予算執行要領について。例年と特段変わったところはなく、予算の執行に当たっては、「新居浜市予算の編成及び執行に関する規則（昭和43年1月16日規則第2号）」及び「予算の効率的執行と経費節減について（昭和44年庁達第1号）」を遵守していただきたい。常々、部局長がこの予算執行要領を頭に入れて、しっかりとしたリーダーシップを発揮していただきたい。

執行計画について。当然、各部局の責任執行体制を基本としているので、先ほど申しあげた規則や庁達を遵守していただきたい。

具体的な予算の執行について。予算の執行は、予算の配当が行われることにより初めてなし得るものであり、本年度も議会での予算の成立によって部局に配当されたものとみなすので、よろしくお願ひしたい。公共事業等の計画的な執行について。公共事業については、常に、早期着手、早期完成を目指し、地域経済にも配慮していただきたい。また、工事コストの削減にも努めていただきたい。契約差金の取り扱いについて。どの部局も契約差金をよく流用することがあるが、これは慎んでいただきたい。従って、単独事業に係る委託料、工事請負費、備品購入費等の契約差金については、不用額として確実に留保していきたいと考えている。やむを得ず執行しなければならない場合は、総合政策課、財政課と協議の上決定することとするが、原則、認めないということを念頭に入れて予算の執行をしていただきたい。執行手順と点検については、予算執行早見表及び出納事務マニュアルを確認のうえ行い、特に、予算執行早見表に記載されているが、契約課や財政課の合議、

また各種の添付資料を忘れないように事務処理をしていただきたい。また、特定財源の確定しないものは、確定するまで事業執行を留保するので、よろしく願いたい。旅費以降は省略する。

予算の流用について。流用は原則禁止しているが、昨年度もかなり流用があった。流用は、事前に財政課と協議していただくことになっているが、特に必要性がない限り認めない。先ほども申しあげたが、予算執行体制そのものを乱すことになるため、計画的な執行をお願いしたい。また、次に示している科目は、原則として流用禁止とするが、公共事業等で精算を伴うものは例外とする。

最後に、その他の事項として、10か年実施計画を策定しているが、財源を含めた変更については、事前に総合政策課、財政課と協議していただきたい。光熱水費等の経常的経費については、施設管理者が十分な管理をして、施設管理の効率化等により節減に努めていただきたい。特別会計については、一般会計からの繰入金もあるが、基本的には、特定歳入、つまり自己財源の確保に努め、会計独立の原則に基づいた予算執行を行っていただきたい。また、議決機関、監査機関の指摘事項等を踏まえた予算執行に努めていただきたい。毎年、毎年同じことを指摘される部局もあるので、そのことについては十分踏まえて、予算執行に努めていただきたい。収入役への事前協議について。支出負担行為で異例、重要なものについては、事前に収入役に合議していただきたい。

災害復旧事業の取扱いについて。災害はいつ起こるかわからない。そういった中で、補助をもらうにはかなりの事務作業があるが、それらの事務作業が後手にまわらないように、例えば写真を撮っていないばかりに補助をいただけないなど、そういったことが無いように、関係部局においては常に、写真撮影、断面・平面・展開図等の作成などに留意しておいていただきたい。また、補助制度の対象になるものについては、国・県との連絡を密にし、確認して、補助事業になるものは補助事業として行えるよう、情報収集に努めていただきたい。

以上、概略を説明したが、庁議が終わり次第、この「平成19年度予算執行方針」をお示しするので、各部長から各課所長に説明し、周知徹底をお願いしたい。

市長 何か、質問、意見等はないか。ないようなら、平成19年度の予算執行はこの方針でいくので、よろしく願いたい。

(2) 平成19年度各部局の執行方針について (各部局)

市長 次の議題に移る。平成19年度各部局の執行方針について、各部局から説明をお願いする。なお、重要事業及び懸案事項の新規追加又は廃止については、この庁議で決定することとしているので、よろしく願いたい。長くなるので、3部局ずつ、企画部から順番にお願いする。

< 各部長が、別添資料「平成第19年度各部局執行方針」に沿って説明 >

< 企画部長説明 >

全部で20項目を執行方針としているが、施政方針に掲げている項目が12項目、重要事業・懸案事項が5項目、新市建設計画が3項目、その他が6項目となっている。また、目標管理には7項目を挙げている。本日説明するのは、6項目である。

新市建設計画(後期計画)の変更について。後期の計画期間は、平成20年度から25年度の6年間。見直し時期は平成19年度中で、その変更手続としては、19年度当初に新市建設計画変更(案)を作成し、その案を別子山地域審議会へ諮問、そして愛媛県知事への事前協議・正式協議を経た後に、9月議会若しくは12月議会において新居浜市議会での議決をいただいて、平成20年度からは、新市建設計画の後期計画に基づいた事業を実施していきたいと考えている。

創造の10年へ！5%の行政経営改革について。当初予算編成時で比較すると、平成18年度10か年実施計画での財源不足額が約41億9千万円であったが、平成19年度10か年実施計画では約20億5千万円と、21億4千万円の改善がなされている。しかしながら、依然として10か年実施計画において収支バランスは不均衡であり、また、市税収入の変動や10か年実施計画に登載されていない懸案事業、金子公民館や高津消防分団詰所の建て替えなど諸々の事業の実施が見込まれる。よって、各部局長のリーダーシップにより、さらなる歳出の削減及び歳入の確保に努めていただきたい。

補助金の見直しについて。前年度に補助事業公募審査会を開催し、翌年度の補助金を決定するという体制をとっているが、委員さんから義務的補助金についての指摘等もあり、制度の実効ある運用を図るため、見直しを行っていきたいと考えている。また、現在の補助金制度は3年間で見直すこととなっており、4年目以降の新たな補助金制度の在り方を含めて、今年度中に、見直しを図っていきたいと考えている。

公共施設維持管理プロジェクトチームについて。「職員ミーティング発～プロジェクト4～」の一つであり、公共施設の適正な維持管理と財政支出の平準化を図るため、このチームを立ち上げるが、今回は建物に限定して調査研究をして計画策定に取り組んでいきたいと考えている。

新居浜市行政改革大綱2007(平成19年度～22年度)の着実な実施について。組織目標は、前回の行政改革大綱を引き継ぎ、「市民が困ったときには頼りになる市役所づくり」としている。改革の4つの視点についても、簡素・効率、迅速・丁寧、公開・参画、意欲・満々である。こういったことについて、市民の満足度を向上していきたいと考えている。今後、実施計画について、各部局長を中心に実施していただくが、改善の基本的な考え方は3つの柱で統一している。まず、今の規範・条例・運営基準(ルール)が市民サービスの向上に不具合があるのではないかと、そうであればそのルールを見直そうではないかと。ルールはいいのだが、そのルールに基づいた手法・手段(ツール)がおかしいのではないかと、それなら、そのツールを見直そうではないかと。ルールもツールのいいのだが、いわゆる縦割り行政の弊害などと言われているが、役割や責任(ロール)が明確になっていないのではないかと、それなら、ロールを見直そうではないかと。これらをこの4年間でしっかりと改善していきたいと考えている。

近代化産業遺産の保存及び活用について。平成19年度から、住友各社のご協力をいただき、別子銅山保存活用連絡調整会が発足する。そういった中で協議をしていき、近代化産業遺産の保存及び活用についてご協力もしていただき、また、どうあるべきかということも考えていきたいと思っている。更に、喫緊の課題である山田社宅の現況調査にも入っていきたいと考えている。また、引き続き産業遺産説明板の設置をするとともに、新たにCATV広報番組も放映していきたいと考えている。本年は市制施行70周年であるが、その記念事業として、全国近代化遺産活用連絡協議会総会の開催、絶版となっている未来の鉾脈の再発行、昭和レトロ展等の開催など、「モノづくりのまち」を未来に継承していきたいと考えている。

<総務部長>

18項目を掲げているが、内、11項目について、順次、概略を説明する。

事務決裁規程の見直しについて。今年度、市長の権限に属する事務の一部が、副市長に委任され

ているが、さらに各部局の権限と責任の明確化、調整機能の強化、迅速な意思決定による市民サービスの向上を目指して、庁内組織からの意見集約を行い、事務決裁規程の見直しを行っていく。

個人情報保護条例及び情報公開条例の改正について。個人情報保護審議会及び情報公開審査会からの答申に基づき、個人情報保護条例は利用停止請求権及び罰則規定、情報公開条例は一定期間経過後の公開など、新たな規定を取り入れるとともに、現在の内容についてさらに検討を図り、9月議会を目途に条例改正を行い、制度の充実を図っていく。

国領川洪水ハザードマップの作成について。愛媛県の国領川浸水想定区域の調査を受けて、新居浜市における避難情報等の整理検討を行い、国領川洪水ハザードマップを作成する。

災害時要援護支援プランの策定について。災害時要援護者対策として、福祉部、市民部及び消防本部と連携して現在取り組んでいるが、平成19年度は、土砂災害防止法による特別警戒区域を中心として、災害時要援護者支援プランの策定を進めていく。

新居浜市国民保護計画の周知について。平成18年度に策定した新居浜市国民保護計画を、5月の臨時議会において議会に報告するとともに、市政だよりやホームページ等により、市民の皆さんへの周知に努めていく。

防災行政無線の整備について。別子山地区の無線設備の更新が必要なことから、デジタル方式による新居浜市全体の整備計画を検討していく。

挨拶運動の実施について。年度始めの市長訓辞にもあったように、職員間、あるいは市民に対する挨拶や声かけが、十分できていないことから、本年度を挨拶元年と位置づけ、特別職、管理職を中心に出勤時に入り口に立ち、率先して挨拶を行うなどして、意識啓発を行い、コミュニケーションの促進を図るとともに、市役所に対するイメージアップを図っていく。

人材育成の推進について。真に市民の立場に立った行政に取り組むために、前例踏襲主義やコスト意識・サービス意識の欠如といった批判を真摯に受け止め、柔軟で創造的発想を持った職員を育成していくため、昨年策定した「新居浜市人材育成方針」に基づいて、「コスト意識を持ち、市民の視点で行動できる職員」の育成を図っていく。

職員の適正な処遇について。精神的疾患による職場復帰対策については、昨年度から「職場復帰訓練実施に関する要綱」に基づき実施してきたが、本年度からは勤務成績不良等職員についても、地方公務員法の身分保障を前提に、前回の庁議で説明した「職員の適正な処遇の実施に関する要綱」に基づき、適切な人事管理を行っていく。

財産台帳の整備について。財産台帳は、財産管理の基礎となるものであるが、平成12年3月に作成した紙ベースの『新居浜市財産表』が唯一の庁内共有の情報源となっている。平成18年度に目標管理に掲げ、「財産表のデータベース化」に取り組んできたが、総括管理する管財課のデータと行政財産管理担当課のデータに符合しないものがあったり、また、無償借地については管理が不十分なものもあり、すべて把握できていない現状である。今後、行政財産管理担当課と連携して、再調査を行うなど、財産台帳整備の取り組みを強め、一日も早く成果を出す必要があることから、今年度、重要事業等に新規項目として追加し、取り組んでいきたいと考えている。

平成19年度適用の税制改正内容の市民広報について。三位一体改革のひとつの柱である税源移譲が今年度から実施される。税源の移し替えであり、負担総額は基本的には変わらないが、多くの

市民の方は市・県民税が増えることになるため、大きな混乱が予想される。国・県・市それぞれの立場で広報の取り組みを進めることとなっているが、本市においても、市政だよりをはじめ、CATV、説明用リーフレットの活用などにより、積極的に広報を行い、市民の皆さんへの周知を図っていきたいと考えている。

<福祉部長>

本日は3項目説明する。慈光園と東新学園の建替えについて。慈光園・東新学園も含めた社会福祉施設の整備については、「福祉のまちづくり審議会」で審議をいただいているが、慈光園については、喫緊の課題であることから早急に方針を決定したいと考えている。

公立保育所の民営化について。八雲保育園の民間移管に向けて、保護者、移管先法人、市の三者で十分な協議を重ね円滑な移管に努める。また、南沢津保育園については、平成21年度の移管に向けた諸準備、条例議案の提出などを行う。

幼稚園と保育園の一体化について。「認定子ども園」の制度がスタートしたことから、幼保一元化への道が開かれたという認識にたっている。従って、「重要事業及び懸案事項の処理指針に関する取扱要領」に基づく重要事業等から削除したいと考えている。

市長 企画部の新市建設計画の変更について。後期計画期間は6年間となっているが、そうすると前期、後期を合わせて計11年間になる。当初計画では、10年間ではなかったのか。

企画部長 合併特例債の期間は合併した年度とこれに引き続く10か年であり、財政的に非常に有利な合併特例債を最大限に活用するため、1年間延長して11年間にしたいと考えている。

市長 別子山地域審議会での懸案事項はあるのか。

事務局 簡易水道、そして新たなものとして、防災無線の更新、テレビの地上デジタル化などの要望がある。防災無線は別子山地区に既に整備されているが、老朽化し、また交換部品も無く、聞こえにくくなってきた家庭が出てきており、デジタル防災無線への更新の要望が強い。このような生活密着型の要望が新たに出てきている。また、従来から計画されていた簡易水道の整備については、新たな水道料金を徴収することや滅菌処理することに反対する意見もあり苦慮しているところであるが、簡易水道ではなく、小規模の飲料水供給施設として整備していく方向で地域審議会と協議していきたいと考えている。

市長 本市は先頭で合併し、変更も先頭となるであろうが、しっかりとした対応をお願いする。

瀬戸・寿上水道問題についてである。今年、給水対策費を予算計上せず、問題解決に対する姿勢をより明確にしたわけであるが、これまで、総務部長、水道局次長を中心に年数をかけながら人間関係も作ってくれた。この問題は私自身も動かないといけないことであり、19年度には一定の方向付けをきちんとつけたいと考えている。

副市長 総務部の事務決裁規程の見直しについて。「今年度、市長の権限に属する事務の一部が、副市長に委任された。」とのことであるが、市長から私への委任事項について、

後で教えていただきたい。

総務部長 契約関係は、土地・建物を除いた請負契約や業務委託など、基本的に全て副市長に委任されている。全部で6項目あり、後ほど説明にあがります。

副市長 マスコミからの照会等の中で、「何がどのように変わったか。」と聞かれることもあろうかと思うので、この部分がこのようになったというわかり易い整理をしていただければありがたい。

市長 福祉部。福祉施設の改築など懸案事項が多数あるが、よろしく願います。
何か、質問等あるか。ないようなら、次の3部局願います。

<市民部長>

34項目の執行方針を掲げており、内9項目について概要を説明する。

70周年記念事業「新居浜をよりよくしよう！プロジェクト」の開催について。新居浜のまちをよりよくしたいと考え、行動している人々のネットワーク形成を図り、今後のまちづくりについて、市民の視点からアイデアや提言を抽出することを目的に、70周年記念事業での取り組みとして、まちづくりワークショップを、まちづくり協働オフィスとの共催で実施する。なお、11月3日にその成果についての公開プレゼンテーションを行いたいと考えている。

市民との協働事業推進のためのガイドラインの運用について。まちづくり協働オフィスの開設等、市民側の協働環境が整備されつつあり、行政側としても庁内における協働環境の整備を図ることを目的として「協働事業推進のためのガイドライン」を本年3月末に作成した。今後は、協働事業市民提案制度の創設など、平成19年度を初年度とした3ヵ年推進スケジュールにより具体的に取り組みを進めていく。

国際交流基本計画の見直しについて。策定後15年を経過した国際交流基本計画について、近年、大きく変動している国際社会に対応した「新国際交流基本計画」の策定に向け、平成19年度は検討委員会を設置し協議を行い、平成20年度の策定をめざして取り組む。

自治会への支援のあり方の検討について。本市最大の市民活動組織である新居浜市連合自治会の諸活動に対する支援策について、地域が主体となったまちづくりをより一層推進するため、新たな支援策の検討及び導入について取り組んでいく。

ホームページのリニューアルについて。今日の高度情報化社会におけるホームページの重要性や役割を認識し、より利用する人の立場に立ったホームページをめざして、5月中に更新業務委託事業者の選定、手直し作業期間を経て、平成20年1月までにバナー広告の導入も含めたホームページのリニューアルを行う。

まちづくり校区集会の実施について。これまで行政主導で行っていた「市政懇談会」のあり方については、新居浜市連合自治会からの提言により、「市から来る市政懇談会」から「地域が招く市政懇談会」への転換を図ることとし、平成19年度から新居浜市と新居浜市連合自治会の共催による「まちづくり校区集会」に名称を変更するとともに、新たな手法により実施していく。

コミュニティFMによる市民参加と情報提供について。災害時や緊急時における広報手段として、自治会広報塔やCATVとともに、コミュニティFMも有効であると考えている。これまで(株)ハートネットワークと運営主体や方法、また経費等について協議を行っているが、特に経費面について

両者間に相当な乖離が生じているのが現状であり、今後は投入可能な財源の範囲内での運用について協議を継続していく。

人権条例の制定について。市と市民等が協働して人権尊重のまちづくりの実現に寄与することを目的とした人権条例は、平成19年3月30日に公布され、同日付けで施行したので、重要事業等からは廃止する。今後は「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わりあうことのできる新居浜市」の実現に向け推進していく。

ワンストップサービスの実施について。市民の利便性の向上を図るため、住民異動届等に伴う各種届出等、複数の課にまたがっている各種申請、届出業務をできる限り一箇所で行えるようなワンストップサービスの実施に向けて、平成19年度中の早期に庁内関係各課でプロジェクトチームを編成し、具体的に取り組みを進めていく。

<環境部長>

ごみ分別収集の見直しについて。現在、9種分別により、資源化の促進とごみの減量化に一定の効果をあげているが、次期最終処分場の開始や、さらにリサイクルの推進を図る必要があることから、レジ袋に代表されるプラスチック製包装容器の分別区分の見直しなどを検討していく。

浄化槽設置整備事業について。今年度49基を予定している。なお、愛媛県では、今年度から、新築に伴い設置する浄化槽への補助を廃止したが、市も、浄化槽を改造する場合に限って補助することとした。

新墓園計画について。新墓園の必要性について企画財政会議において確認されているが、今年度は、新墓園の在り方について、市民意向を把握するためにアンケート調査を実施する。

次期最終処分場建設事業と廃棄物中間処理施設関連整備事業の2項目について。19年度は、処分場建設工事、進入道路の改修、並びに清掃センター敷地内に廃棄物の選別ラインを建設することとしている。

ごみの有料化について。家庭ごみの有料化についてであるが、「廃棄物減量等推進審議会」の答申を得ており、答申内容を尊重して、具体的な方法を検討していく。

環境市民会議について。市議会で答弁したとおり、今年7月の設置に向けて努力する。

管渠等建設事業、単独下水道事業について。雨水幹線として、中央、中萩、国領、喜光地の雨水幹線の整備を継続、新規に南小松原と松神子の雨水幹線の整備に着手する。汚水幹線は、東田と国領の汚水幹線の整備を継続する。また、単独下水道事業による汚水の面整備は、東田、萩生、北内町、清水町など延長約4,463m、処理面積約18.8haの整備を行い、平成19年度末での人口普及率53.2%を目標にしている。また、雨水の面整備は、延長約1,573m、排水面積約5.3haの整備を行う。

下水処理場改築事業について。昭和55年度の供用開始当初の施設を対象とし、国庫補助事業で平成18年度機械棟空調設備を更新したが、平成18・19年度の2カ年継続事業で水処理設備系の2池の更新整備を行うこととしており、引き続き平成19・20年度に継続事業で、同じく水処理設備系の1池の改築更新工事を予定している。

<経済部長>

経済部は、第四次長期総合計画の「にぎわいと活力にみちたまちづくり」で、今日まで本市に蓄

積してきた「産業の技」を十分に活かし、豊かなものづくり、豊かな交流、豊かな生活の構築に向けて取り組んでいく。全体的には、市町村合併による新たな都市間の広域的な連携を促進しながら施策の遂行に努めるとともに、商業、農業、工業、サービス業、農林水産業、観光など、各領域間の立体的・横断的な施策連携を強め、さらにグローバルビジネスとコミュニティビジネスの双方の振興を視野に入れながら、弾力的で豊かな発想での施策展開を進める。

それでは、全24項目の内、主要な項目について説明する。

さらなる企業立地の推進について。現在、国において成立に取り組んでいる、地域の特性、強みをいかした企業立地促進等を通じて地域経済活性化の実現を目指す、新法「地域産業活性化法」は、本市経済の持続的発展の上で重要な法案であることから、企業立地への活用ができるよう、四国経済産業局、愛媛県並びに住友各社・機械産業協同組合とも緊密な連携を図りながら、的確な対応をしていく。

立地づくりについて。市の工業用地が完売したため、今後、民間の遊休地及び空き工場等について、所有者と市の合意を基にして、進出を希望する企業についての情報と企業用地となりえる情報を結び付け、企業立地へつなげる取り組みを進める。

本市が誇る貴重な伝統文化行事である太鼓祭り(世界に誇れる太鼓祭りとするための市民ぐるみの取り組み)について。70周年記念事業としての「統一太鼓寄せ」の取り組みの中で、平和運行に向けた啓発活動、意識改革を図るとともに、観光客誘致のために、受け入れ体制のあり方、PR活動など関係機関と協議検討を重ねていき、「統一太鼓寄せ」が単に一過性のイベントでなく、世界に誇れる祭りとして発展する契機となるよう務めていく。

新市建設計画の別子観光センター(筏津山荘)改築事業について。現在の(有)悠楽技の非常に厳しい経営状況を鑑み、経営改善を図るべきとの判断から、経営統合も視野に入れた抜本的な経営改善を進めながら、市民合意のもとに改築事業を進めることができるよう努力していく。

農林水産業の振興と地産地消の推進について。農業においては、新しい「食料・農業・農村基本計画」に基づき、認定農業者の育成と集落営農に重点をおいた施策を進めていく。林業については、地域の持続的な林業経営、適正な森林管理体制の確立のため、林業経営の集約化、林業資源の循環的利用、就業者の確保・育成等を進めていく。漁業については、漁港施設や大島東海岸等の海岸保全施設の整備を実施するとともに、つくり育てる漁業を目指し、中間育成放流事業等に取り組む。さらに、地産地消の観点から、農産物直売所の利用客増加を図るとともに、自給率向上のため農業者、市、県、関係団体の他消費者を加えた(仮称)新居浜市の農業を考える会を設置し、農業の持続的発展に向けた協議を行う。なお、昨年に引き続き観光資源としての農林水産物と観光のリンクにつき、JA新居浜市等と協議をしていく。

ため池等整備事業について。老朽化が著しく決壊の危険性の高いため池を、計画的に改修整備を図り、農業用水の確保と下流域の生命財産を守る防災工事として、積極的に進めている。本年度は、平成17年度から、市営事業で進めている萩生旦之上の新田池と県営事業で平成22年度の完成を目指す中谷池の整備を進めていく。

新市建設計画の着実な推進について。地籍調査事業、林道開設事業、市有林整備などを引き続き推進するとともに、別子山地域住民の交通利便の確保と交流人口の増加を図るため、別子山地

域バスの定期運行を平成18年度に引き続き定期運行をする。また、別子山地区の定住促進を図るため、新居浜市内外から別子山地区に定住する意志のある人を対象に短期滞在の機会を提供し、地域づくりに資する人材を確保することを目的とした別子山短期滞在事業を実施する。これも観光と密接にリンクさせる。さらに、平成19年度は新市建設計画の後期計画に位置付けされている簡易水道整備について見直しを行い、地域住民の意向も聞きながら平成22年度事業開始を目標に水道施設整備の準備に取り組んでいく。

次に、重要事業等から廃止する2項目について説明する。

勤労者福祉総合施設について。勤労者福祉総合施設は、中核となる勤労青少年ホームの運営内容と利用状況を踏まえて検討を行うこととされていた。しかしながら、勤労青少年ホームや労働福祉会館については、利用者が減少傾向にあり、また勤労青少年ホームについては、平成17年度に講座運営方法について見直しを行うとともに、平成18年度から若年者への就労支援となる相談業務を実施しているが、講座数や利用状況からは施設自体の建替え等の必要性が求められる状況には至っていない。また、シルバー人材センターは、平成19年2月に松原町の旧森林組合事務所に事務所を移転したところであり、勤労者福祉総合施設を構成する各施設の利用動向や現状からは、勤労者福祉総合施設として総合的に整備する意義が薄れており、重要事業等から削除することとする。

中小企業対策として融資制度信用保証枠の拡大について。平成12年度及び平成14年度に設備近代化資金の融資限度額の引き上げを行うとともに、平成19年4月からは経営者本人以外の第三者保証人を不要とするなどの対応を実施した。また、融資利用状況の動向などからも信用保証枠の拡大が求められている状況にはないと思われるため、重要事業等から削除することとする。

市長 環境部。新墓園の市民アンケートは、どのような形式で行うのか。

環境部長 無作為抽出による郵送方式で行いたいと考えている。

市長 せっかくアンケート調査をするのだから、墓園だけでなく、他のことも一緒に調査してはどうか。例えば、ごみの有料化に対する市民意識調査などを一緒に行えば、手間や経費が削減できるのではないかと思うが。

環境部長 今回のアンケートの解析は自前でしようと考えており、設問が多くなると大変ではないかと思うが、ごみ有料化のピーアールを兼ねて検討してみたい。

市長 解析の手間より、別々にアンケートをする手間の方がかかると思うので、検討していただきたい。

市民部の自治会への支援のあり方の検討に関連してのことだが、自治会館建設への県の補助事業は、「平成20年度からなくなると伺っている。」と議会で答弁しているがどうなのか。

副市長 県の地域環境整備事業の自治会館建設補助は、その方向で進めていると聞いている。

市長 何か質問等あるか。ないようなら、次の3部局お願いする。

<建設部長>

目標管理の欄については、その項目について現在検討中なので、空白としている。

新居浜市都市計画マスタープランの見直しについて。平成17年度、18年度の2カ年で見直しの作業を行い、都市計画審議会の承認を受け、2月27日付けで告示をし、完了していることから、

重要事業等からは廃止としている。

国領川緑地の再生整備について。新高橋から城下橋までの国領川河川敷公園を総合健康運動公園の一部として、スポーツ・レクリエーションなど広く市民の利用に供する施設となるよう、引き続き県河川課など関係機関との協議を進めていく。昨日、県庁に挨拶に行ったが、担当者、担当課長、そして局長に対し、要望を行った。

用途地域および特定用途制限地域の見直しについて。新居浜市都市計画マスタープランに基づき、「地域連携が確保された集約型都市」づくりのため、現在の用途地域を見直すとともに、既成市街地内にある用途地域周辺部の白地地域や特定用途制限地域などの見直しを行っていく。なお、この項目は、重要事業等として新規に追加したいと考えている。

新居浜駅前土地区画整理事業について。平成18年度末での進捗状況は、施行面積27.8haの内、約18.5ha余りのエリアが施行済みとなり、進捗率が約67%となっている。また、地区内330戸の内、先行買収分も含め約300戸の移転補償が完了となる。平成19年度も引き続き、道路・上下水道などの公共施設や宅地造成工事、建物移転等を行う。

道路関係の角野船木線について。新居浜インターチェンジから山根公園までの間、全長約1.7kmを、幅員12mでの整備計画である。現在施工中の角野新田地区の延長327mを地方道事業として整備しており、平成19年度は、750㎡の用地買収、3件の物件補償を行い、用地補償を完成させるとともに、市道・新田東縦道線との接合部の工事を実施し、当区間については、平成20年度の完成を目指している。

新居浜駅菊本線について。市道・金栄橋通り線から区画整理区域までの611mを、現在、街路事業として整備している。平成19年度は、市道・久保田庄内線から南へ約240m、これは換算延長であるが、この工事と、最終買収部分の埋蔵文化財発掘調査を行う予定としている。平成20年度の完成を目指している。

西町中村線について。西の端交差点から旧国道の間、延長170m幅員20mで拡幅及び交差点の右折レーンの整備を行うものである。平成19年度は、国・県との調整を図りながら、用地買収692㎡、物件補償6件、営業補償調査等を行う。

道路緊急舗装等事業について。生活道路の安全性と充実を図るため、平成18年度に実施した市道の舗装点検結果をもとに、平成19年度から3年間の予定で、舗装打ち換え等を行う。なお、この項目は、重要事業等として新規に追加したいと考えている。

活性化推進住宅整備事業について。別子山地域における産業の担い手になる人に対して住宅を新築するもので、今年度は4戸分の実施設計を行う。

最後に、その他として、国、県の事業について報告する。郷桧の端線（県道新居浜東港線）については、現在、JR予讃線より北側区間の用地買収を行っており、平成19年度においても引き続き残りの用地買収を行うと伺っている。西町中村線（県道新居浜港線）については、国道11号西の端交差点から北510mを事業中で、平成19年度は、用地買収を進めるとともに、埋蔵文化財発掘調査を行うと伺っている。新居浜別子山線については、鹿森ダム北側の青龍橋444mの本工事に着手しており、今年度は、昨年度に引き続き上部工の工事を行い、完成は平成20年代前半の予定と伺っている。国道11号新居浜バイパスについて。まず、萩生地区、本郷一丁目～萩生リカ

ーランドの2.0kmについては、現在、面積ベースで約92%の用地取得が完了し、本年度も引き続き用地買収を行う予定と伺っている。また、県事業の西町中村線の事業延伸に伴い、現県道から西町中村線、パルティフジまでの60m間について、今年度に設計協議及び幅杭の設置を行う予定と伺っている。岸ノ下、大生院地区1.5kmについては、東から順次用地買収を進めていく予定と伺っている。なお、国・県の事業については、用地買収等の地元調整について、関係部局のご協力をいただきながら、積極的に支援してまいりたいと考えている。

また、「～職員ミーティング発～プロジェクト4」の建設発生土・浚渫土処理プロジェクトチームについては、現在調整中であり、できる限り早い時期にたちあげて検討していきたいと考えている。

< 議会事務局長部長 >

海外都市行政調査について。毎年この場でご説明しているが、平成17年度、平成18年度の2カ年にわたっては、新居浜市の厳しい財政状況を考慮して、全議員総意のもと自粛している。この海外研修については、一部に消極論を唱える方もいて、賛否両論である。しかし、平成19年度に地方自治法の一部改正が施行され、地方議会の大きな変革期を迎えている今日、議員の政策能力の向上、また行財政のチェック機能強化などにより、議会の活性化を図る観点からも、議員の貴重な研修の機会ととらえ、2人の海外派遣を予定している。

平成19年度の新規事業である市議会本会議のCATV録画放送及びインターネット映像配信について。CATVによる本会議の生中継については、平成11年9月定例会から実施しているが、この生中継は平日の昼間の時間帯であるため、視聴できる市民は限られていた。そのような状況のなか、平成17年1月に、数名の議員から議長に対して、録画放送及びインターネットによる映像配信の実施についての要望書が提出された。その後、議会事務局において、平成18年度に、市議会本会議のCATV・インターネットによる録画放送の調査研究を目標管理として、現状と問題点、愛媛県他市の状況、(株)ハートネットワークからの情報などの調査を経て、最終的に経費面での折衝経過などの検討結果を、平成18年8月4日開催の議会運営委員会で協議して、全会一致で議決された。また、平成18年4月から本市のホームページ上で、行政広報番組「マイタウンにいほま」の動画配信が実施されており、この映像配信システムを併用して、本会議の様子を配信することが、可能となったため、インターネットによる議会映像配信についても、録画放送とあわせて議会運営委員会で協議し、全会一致で議決され、平成19年度の新規事業実施を目途に、平成18年12月議会から試験配信を行ってきた。なお、CATVの録画放送は、議会開催日の翌日の18時から放送、2回目以降は、議会閉会日の翌々日から、1カ月間リピート放送となる。また、インターネットの映像配信は、議会開催日の翌日の18時から、次期定例会の告示日までである。このように、市議会本会議のCATV生放送に加え、録画放送及びインターネットによる映像配信を加えて実施することで、一人でも多くの市民が視聴できる機会をふやし、より開かれた議会を目指すという視点にたった、議会の活性化がさらに積極的に図れることとなると考えている。

< 水道局部長 >

安全な上水道の安定供給について。登り道幹線の老朽管を金栄橋から市役所前通りまでの布設替工事や、各給水区の幹線老朽配水管の更新及び耐震性配水管への布設替工事を実施していく。また、

水源施設については、金子山配水地及び篠場配水地の延命化を図るための改修工事や、各送水場の電気回路等の更新工事を実施するとともに、各施設の維持管理を適切に行い、ライフライン機能の強化、充実を図っていく。

岸の下地区簡易水道施設整備事業の施行について。岸ノ下水道組合は萩生岸ノ下地区を給水区として簡易水道事業を運営しており、平成19年2月26日に新居浜市水道事業への統合に関する協定及び契約を締結し、平成19年度、20年度の2か年で、当該簡易水道事業を統合することとしている。

水道事業経営変更認可申請について。平成18年度に予備水源として新設した、天神の木水源地を恒常的に使用し、川西給水区の取水能力を高め、現在、水源地として使用している小規模水源地の整理を行うとともに、耐塩素性病原生物への対応策を構築するため、水道事業経営変更認可申請を行っていく。

水道料金等滞納整理業務委託の推進と包括的業務委託の検討について。水道料金等の滞納額の縮減を、又未納者へのきめ細かな早期滞納整理事務を行うため、平成18年3月1日から2か年の間、全国的規模で事業展開がされている民間法人が業務を受託して、現在、水道局舎内で受託法人職員5名が滞納整理業務を担当課と連携して当該業務に取り組んでいる。また、業務の進捗状況の検証、評価を定期的実施し、料金業務の更なる事務省力化、サービス向上等を図るため包括的業務委託についての検討をしていく。

水道事業経営計画の見直しについて。水道施設の水道施設劣化・耐震診断に基づき、各施設の更新整備等の見直しを行い、計画的な事業を推進するため、平成12年4月に策定した新居浜市水道事業経営計画の見直しを行っていく。

瀬戸・寿上水道問題については、早期の解決が図られるよう努めていく。

工業用水の安定供給について。水利権最大取水量、毎秒0.65m³を適切に確保するため、足谷川に設置している余水吐設備の改修工事や駅前土地区画整理事業に伴う配水管布設替工事等を実施するとともに、企業経営上の面からも台風等の降雨時における濁度異常時の対応策等の検討も進め、工業用水の安定供給に努めていく。

市長 議会事務局。市議会議長さんに、6階の委員会室など、議会関係のお部屋を会議などでお借りしたいと申し入れしているので、よろしく願います。拝借が認められれば、ルールを作っていかなければならないと思っている。

議会事務局長 十分認識している。しかしながら、具体的な動きは、市議会議員選挙の後になると思うがよろしいでしょうか。

市長 それは仕方がないことである。引き継ぎだけは、きっちりと願います。
建設部。都市計画課の「駅南の面整備、鉄道高架化の協議」は、企画部の駅周辺整備室との関連はどうなるのか。都市計画課ですということか。

建設部長 建設部は長期的な視野にたって、駅南の面整備、鉄道の高架化の協議を行っている。また、基本的には、現在、駅周辺整備室が考えている構想の中で計画が出れば、実施するのは建設部となると考えている。今後は、駅周辺整備計画と区画整理事業で関連するものについては、企画部と建設部で協議、調整しながら進めていきたいと考えて

いる。

市長 よろしく願います。

では、次の3部局、説明をお願いします。

<教育委員会事務局長>

執行方針6項目の内、「子どもの安全・危機管理」外3項目について、説明する。

子どもの安全・危機管理について。子どもたちの周りにおけるいじめ、連れ去り、自殺、性暴力や虐待といった様々な暴力から、子どもたちに対して何が出来るかを伝え、暴力から身を守る力を引き出すためにCAPプログラムを実施することとしており、いじめ・暴力から身を守る学習事業として本年から小学校4学年全ての学級で実施をする。また、ハード面で学校施設の耐震補強工事を実施していくが、ソフト面の対策として、地震や風水害から自分の命を守り、助け合いを通じて他者の命を大切にできる子どもを育てるため、防災教育を推進していく。特に、本年から愛媛大学防災情報研究センター、四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県等と連携をし、小中学校6校を研究指定校として重点的に実施するほか、教員に対する防災教育トレーニングや全ての小中学校児童生徒に対する防災教育を実施していく。

教育施設、体育文化施設の整備促進について。学校施設の耐震補強工事は本年度から校舎の耐震補強工事を実施するが、船木小学校ほか3校の校舎、大生院小学校ほか3棟の体育館の耐震補強工事を実施するとともに、次年度の工事のために小中学校併せて6校の校舎の耐震診断・耐震補強設計を実施する。また、体育文化施設についても、適時、補修改修を行い快適に使用していただけるよう努めていく。

子どもたちのための「新居浜版教育改革」の推進について。開かれた学校づくりとして、教育委員会や学校の取組み方針を保護者や地域の方々に理解していただくため、本年も11の中学校区で「教育懇談会」を実施する。更に、従来の「子どもと教育を語るつどい」を市政施行70周年記念事業として「子ども議会」という形で開催する。また、特色ある学校づくりとして「夢広がる学校づくり推進事業」を継続して実施するほか、子どもたちの科学の振興のために「新居浜市小中学校科学奨励賞」受賞者発表会の実施、また、伝える力を育む教育として、小学校4校が「英語で話そう科」を、小学校3校、中学校1校が「表現科」の学習に取り組む。また、環境教育の取組みとして「にいほまスクールエコ運動」の推進や「にいほま子ども環境サミット」を開催する。

地域で学び育てる教育と県立養護学校の連携について。今治養護学校新居浜分校が開校し、2年目を迎えるが、本年は、児童生徒数も23名から40名へと増加している。今後、更に市内の小中学校児童生徒、教職員の相互交流を深め、障害児教育の専門性を小中学校で生かせるよう連携を図っていく。

<監査委員事務局長>

監査委員事務局の執行方針について説明する。平成19年度監査実施計画書を作成しているが、その1ページに基本方針を掲げている。基本方針は、「最小の経費で最大の効果をあげようとしているか、また組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用い、市民感覚の目線も加え、単に指摘に留まることなく指導、誘導に重点をおいた監査を行いたい。」である。重点的な取組みとしては、次の4点である。一番目は「経済性・効率性・有効性といった行政監査の視点からの監査の

実施」、二番目は「平成18年度から本格導入された指定管理者制度の運用が適正になされているかの検証」、三番目は「従前指摘事項の改善・検討状況の検証」、そして最後の四番目として、従来どおり「監査結果の報告と公表」で透明性を確保したいと考えている。これらを監査委員事務局の質的レベルアップを図りながら取り組んでいく。また、ここには記載していないが、一部に条例・規則・規程等に沿った執行に、やや疑問がある事項があるので、是正等の指摘・検証を行いたいと考えている。なお、この19年度監査実施計画については、来週の庶務担当者会で説明し、監査の掲示板に掲載するので、それぞれの部局の監査日程等を確認していただきたい。

<消防長>

平成19年度は、今年度中に枠組みが決まる消防広域化への準備と自主防災組織の育成強化など地域防災力の向上に取り組むこと、この二つが重要課題である。これらの業務、課題に取り組む中で人材の育成を図りたいと考えている。7項目の内、5項目について説明する。

専門職員の養成について。危険物行政、消防用設備設置指導、原因調査、財政、政策立案など、消防行政を推進する部門と、救急・救助や火災など、消防活動を実施する部門、それぞれの所属長が、部下職員ひとり一人について、知識、技術の獲得のためのカリキュラムを作成し、それに基づいて能力開発に努めさせる。

消防団の活性化について。ソフト面では、先ほど教育委員会事務局から防災教育の説明があったが、市民指導員の資格を修得した団員や女性消防団員を積極的に活用し、今年度は新たに、小中学校6校で、消防教育を実施してみたいと考えている。ハード面では、懸案であった高津分団の詰所建設が市長の施政方針に盛り込まれたので、昨年末の企財会で二点指摘された、10か年への搭載と基本計画の策定に取り組む。安全安心のまちづくりに果たす消防団の役割が少し大きくなると思うので、ソフトハードの両面から消防団の活性化を図って行きたいと考えている。

自主防災組織の育成指導について。防災安全課、市民活動推進課等と連携して、地元消防団の力も借りながら、昨年10月に発足させた地域担当者制度をさらに充実させ、地域防災力アップにつなげていきたいと考えている。

救急体制の充実について。救急救命士の養成のため、東京研修所に一名派遣する。また、薬剤投与、気管そうかん実習、救命士再教育など各種研修で救急隊員の資質向上を図る。ハード面では、南署に高規格救急車を更新整備したいと考えている。また、前回の庁議で、医療・救急体制プロジェクトチームの庶務担当になったので、保健センターから情報を得ながら調査研究を進めていく。

警防体制の充実については、消防団ポンプ車2台、積載車1台、川東分署軽四輪車一台を更新整備する予定である。

市長 教育委員会事務局。幼稚園と保育園の一体化についてであるが、福祉部にも同様な項目がある。福祉部は、重要事業等として廃止すると説明があったが、教育委員会事務局はこのまま残すのか。どのような考え方なのか。

教育委員会事務局長 幼稚園と保育園の一体化という表題になっているが、王子幼稚園、神郷幼稚園を今度どうしていくかということを含めた検討をしていくということである。現状のままでいくのか、また新しく保育園機能を持ったものにしていくのかということを含め、今後も、この二つの幼稚園の在り方について検討していきたいと考えている。

現実的には、正規職員9名いるが、一番若い職員が45歳ということもある。よって、教育委員会事務局としては、このまま重要事業等として残して取り組んでいきたいと考えている。

市長 福祉部は、どう考えるか。

福祉部長 幼稚園と保育園の一体化が取り上げられた背景には、幼稚園と保育園が相互に利用ができるような制度を設計することがあったと思う。今現在、認定こども園という法の整備がなされており、例えば幼稚園型保育園ということで申請すればそういう道が開かれている。よって、その制度設計という意味では、国の法律があるのに、新たに新居浜独自のものを作っていくことは必要がないのではないかと、という考え方で重要事業等からはずしたいと考えている。公立幼稚園については、園児が集まりにくいとか、あるいは幼稚園教諭を新たに雇用して退職補充をしていくのかという幼稚園の経営をどうしていくのか、また幼稚園に保育園の機能を持たせていくのか、ということは教育委員会の幼稚園の問題として考えていただければと考えている。

市長 福祉部から言ったら、保育園が幼稚園化、認定こども園になることはないということか。幼稚園が認定こども園になる可能性はあるかもしれないという意味か。

福祉部長 そうです。

市長 では、福祉部との関連をはっきりするために、教育委員会事務局の「幼稚園と保育園の一体化について」という名称を変更して、「公立幼稚園の在り方について」にしてどうか。

教育長 それで結構です。

市長 次は、出納室から4部局お願いする。

<出納室長>

部局の執行方針項目は、厳正かつ効率的な会計事務執行である。今年度、出納室においては、現金及び物品の出納・保管並びにこれらに関する会計事務を適法かつ適正に処理することで、正確性、透明性を確保した信頼される会計事務の執行を基本に取り組んでいきたいと考えている。なかでも、支出証憑の審査にあたっては、法令または契約に違反していないか、金額の算定に誤りがないか、正当な債権者であるかなど厳正なチェックを行い、支払遅延防止法に抵触しない適正な支払いを実施していく。なお、平成19年度においては、行政改革大綱2007の実施計画項目「庁内共通事務の見直し」の一環として、会計事務処理の簡素効率化を図るため、支出証憑貼付資料の削減を目標設定し、平成20年度当初の実現に向け、関係課を含め協議検討を進めていきたいと考えている。また、公金の保管については、ペイオフ対策を遵守し、安全かつ確実な出納保管に努めていく。なお、毎年度実施している出納事務研修会を、今年度も継続実施することで歳入、歳出に係る事務の公正、確実かつ迅速な執行を図っていきたいと考えている。

<農業委員会事務局長>

説明項目としては、農地法関係の適正な運用 外4点を掲げている。

農地法関係の適正な運用について。農地は、食料の生産基盤であると同時に、自然災害を未然に防ぐなど地域財産として市民生活の安全と安心に寄与している。このことは、農地法を遵守するこ

とにより機能するものであり、農地転用の業務や農地の権利移動について、適正かつ的確な執行に努めるとともに、各地域において耕作放棄地が増加していることから、日頃からの農地パトロールを更に強化し、無断転用、耕作放棄地、ヤミ小作等の未然防止の強化に努めていきたい。

景観形成作物取り組み事業について。遊休農地解消対策の一環として、市内3ヵ所の遊休農地で実施している景観形成作物であるヒマワリ・コスモス・菜の花等の作付けを継続し、今後、遊休農地所有者等への啓発を行い、農地性の維持、まちの景観保全に努めていきたい。

農業委員への女性・青年農業者等の登用について。女性農業者の地位向上と男女共同参画社会の形成に向けて、関係機関と連携して家族経営協定の更なる普及拡大に努めるとともに、地域の世話役や構造政策の積極的な推進に意欲を持った女性・青年農業者及び認定農業者の農業委員への登用促進に取り組んでいきたいと考えている。

< 港務局長 >

港務局は2項目。

港湾改修重要事業について。この事業は、今後30年以内に50%程度の確率で発生が予測されている南海地震などの大規模地震災害時に対応した海上輸送の防災拠点と、国内海上輸送の基盤強化を図るため、東港地区の黒島工業団地側に水深7.5mの耐震強化岸壁と水深5.5m岸壁を各1バースずつ整備するものである。平成19年度は4億円の事業費で、水深7.5mの泊地浚渫を行うこととしている。なお、事業費ベースで19年度末での進捗率は57.7パーセントで、平成23年4月供用開始を目処に事業を推進整備していく。

ふ頭用地造成事業について。先の港湾改修重要事業で整備している岸壁の背後に、同岸壁で取り扱う貨物の荷捌きや一時保管のために2.3haの用地造成を行うものである。なお、総事業費3億3千万円である。18年度は、岸壁整備、延長42.6m及び雨水排水施設工、延長150mを施行し、19年度は事業費2千万円で、取り付け部の方塊ブロック部上に上部工及び整地工を施工する予定である。なお、事業費ベースで本年度末での進捗率は42.4%で水深7.5mの耐震強化岸壁供用開始に合わせた整備を推進していく。

< 選挙管理委員会事務局長 >

2項目あるが、平成19年度は、ご承知のとおり、統一地方選挙の年度である。本市においては、4月8日に愛媛県議会議員選挙、4月22日に新居浜市議会議員選挙が執行される。選挙管理委員会事務局としては、市民に身近なこの選挙の適正な管理執行を図ることが重要な課題となっている。今回の投票事務に当たっては、職員253名の応援勤務をいただいているが、今後ともご協力のほどよろしく願います。

また、4月の統一地方選挙に引き続き、7月には参議院議員通常選挙が予定されている。この選挙についても適正な管理執行に向けた万全の準備を図っていきたいと考えている。

なお、市長のご指導もあったが、昨日、ホームページのトップに愛媛県議会議員選挙のバナーを貼りつけた。市民の皆様にはわかりやすくしているので、期日前投票の状況などご覧いただきたい。5日現在、期日前投票者等の合計は、6,252人で、全体の約6%となっており、以前の不在者投票よりかなり多くなっている状況です。

市長 気になっているのだが、「マイタウンにいほま」での市議会本会議の動画配信をし

ているが、市議会議員の選挙中に流してもいいのものがどうか。新人候補にとっては不利になるのではないだろうか。なお、候補者個人のホームページは、選挙中は閉鎖しなくてもよいが、更新してはいけないことになっている。

議会事務局長 先日、この件について市選挙管理委員会に照会したが、一応、公職選挙法には抵触はしないとのことであった。有利、不利とかいろいろな考え方もあろうが、現状のままということにしている。なお、平成15年の時は、松山市に準じて全て閉鎖した。

市長 ホームページには、現職議員の顔写真も載っている。県の市町振興課に問い合わせをしたのか。

議会事務局長 していない。それを含めて、15日の告示までに県に確認します。

福祉部長 こういったインターネットの動画配信などは、公職選挙法ができた時には想定されていない。今の解釈の中で、想定されていない時にできた制度であり、違反にはならないだろうという考え方も成り立つが、県に聞いたうえでも、少しでも疑問に思うことはしないほうがよいと考える。

市長 これは、議会というより、選挙管理委員会の考え方になると思うので、よろしくお願ひする。

では、部局の執行方針の説明を受けたが、重要事業等については、教育委員会事務局の「幼稚園と保育園の一体化について」は名称を変更するというので、説明どおり決定する。

2 連絡事項

市長 連絡事項に移る。「社団法人新居浜市観光協会の会員加入の拡大促進について」、経済部から説明をお願いします。

<経済部長説明>

連絡というよりお願ひである。社団法人新居浜市観光協会の会員加入の拡大促進である。現在、法人会員が217、個人会員が112、賛助会員が1となっているが、年間会費1口1万円以上の法人会員の勧誘をお願ひしたいということで、対象法人のリストアップはできているので、後ほど運輸観光課から皆さんのところにお願ひにまいりたい。また、これまでは新居浜市内において募集としていたが、今回は市域外にも拡大しようと、つまり賛助会員を募集しようと考えている。マイントピアをターミナルとする「えひめ東予産業観光動線」に関係する、市外にあって新居浜市の観光振興に関係する法人にも声をかけて賛助会員を募集しようと考えている。運輸観光課が中心になってバックアップしているので、ぜひともご協力をお願ひしたい。

もう一つ、連絡事項がある。今花見のシーズンである。大島の渡海船は生活路線であるが、運営収入の増加を図るため、観光路線としても活用しようと考え、大島の古江にある個人のお宅、桃源郷という名前がついているようだが、いろいろなすばらしい花々がたくさん咲いており、そのお宅に特にお願ひして開放してもらい、地域フリーペーパー「HOJA」(ホージャ)の「新居浜西条お花見情報」に掲載してもらった。何十件か問い合わせがきており、皆様にも是非行っていただくとともに、宣伝をお願ひしたい。「HOJA」は、運輸観光課にあるので是非ご一読願ひたい。

市長 次に、子ども議会の開催について、教育委員会事務局から説明をお願いします。

<教育委員会事務局長>

子ども議会開催のお知らせと、協力をお願いである。先程、部局の執行方針でも説明したが、これまで「子どもと教育を語るつどい」として、子どもの意見などをいろいろ聞き、できることは取り組んでいくということで実施してきた。本年は市制施行70周年記念事業として、子ども議会という形式で開催し、子どもの意見を市政等に反映できるものがあればと考えている。開催日は7月31日の9時から12時の午前中、場所は市議会の議事堂をお借りし、子ども達に質問をしてもらい、理事者等に答弁していただくという市議会と同様な形で行いたいと考えている。

事前に子ども達からの質問等を集約して、それぞれの担当部局へ答弁書の作成を依頼するので、是非子ども議会が盛大に開催できるよう、ご協力のほどお願いする。

市長 他に、連絡事項はあるか。

昨日の木曜日から窓口の1時間延長が始まり、3名で5件の利用があった。市民部、ご苦労様でした。これから毎週木曜日実施するので、定着していけば利用者も増えていくと思う。よろしく願います。

特に、他にないか。

市民部長 予定の時間を過ぎているが、市民部から2点。先ほど執行方針で説明した「まちづくり校区集会」に関する事だが、「まちづくり推進員」をお願いしたい。4月2日の市長訓示の中で、「庁内での今年度の取り組みの一つとして、今年から市政懇談会がまちづくり校区集会となるのにあわせて、準備段階からその校区に住む職員が参加する。」というお話があった。市政懇談会については、新居浜市連合自治会から見直し提案があり、名称をまちづくり校区集会と改めるとともに、市と市連合自治会の共催、議題選定については、校区自治会の自主性を尊重し、市職員をまちづくり推進員として派遣することなどを骨子とした見直しを行うというものである。そこで、まちづくり推進員の派遣についてであるが、まちづくり校区集会の開催準備の段階から、地域住民の一人として、校区連合自治会など地域の皆さんと一緒に、生活に身近な課題や地域のあるべき姿などについて、お互いの立場を理解しながら話し合い、まちづくり校区集会の運営を行っていただきたいと考えている。従って、今後早急に「まちづくり推進員」の役割と公募制度も取り入れた選定方法を決定していきたいと考えているので、職員の積極的な応募、参加方についてご協力をお願いしたい。

2点目は、お礼とお知らせである。4月1日の日曜日に市役所一部窓口を臨時開庁した件であるが、関係部局の協力により、スムーズに業務ができたと思っている。来庁者数は、窓口ごとに言うと、市民課101人、福祉課5人、介護福祉課1人、児童福祉課8人、国保課17人、生活環境課28人、学校教育課4人、資産税課1人の計165人であった。市民に対する行政サービスの向上のためには、このことを定着させていくことだと考えている。今後とも連携、協力をよろしく願います。なお、昨日の窓口の1時間延長は、市長の報告どおりである。

市長 他に連絡事項はないか。ないようなら、本年度第1回庁議を終えるが、この1年間、活発な、いろんな意見を出していただきたい。現部局についてだけでなく、他の部局

での経験、そういうものを庁議の中で遠慮なく出していただきたい。これで、庁議を終える。